

【学生の皆様へ】 マルチ商法についての注意喚起

世間でさまざまな悪徳商法・マルチ商法が問題になっているところですが、当校においても卒業生の名を語ってマルチ商法の勧誘があったと報告を受けています。

・報告を受けました「マルチ商法」とは…

この商法は、ネットワークビジネス、マルチレベルマーケティング、組織販売ビジネス、リレーションビジネス、連鎖販売取引を指します。聞こえがいいですが、すべて同じ仕組みです。ネズミ算式に次々と新たに勧誘するピラミッド型の商法で、「合法である」ことを強調して勧誘する場合がありますので注意して下さい。単に商品を販売するだけでなく、組織（サークル）づくりに特徴があり、友人や家族等の身のまわりの人を巻き込むため、やがて人間関係を壊すこととなります。また、多額の借金を背負い、場合によっては犯罪に巻き込まれる可能性があるかもしれません。

・被害に遭わないために…

甘い誘惑には必ず落とし穴があります。お金は、簡単にラクをして稼げるものではありません。「話がうますぎる」と思ったら十分警戒してください。そして、きっぱりと断りましょう。

また、このような話を持ち掛けられたり、聞いたりしたら、学校の先生に報告をしてください。

・被害に遭っていると思ったら…

下記、相談先に速やかにご相談ください。

〔相談先〕

●事務部 電話番号：0287-44-2322（月～土 8：30～17：30）

●消費者庁 消費者ホットライン 電話番号：188（年末年始は除く）

※各市町村の消費生活センターは、国民生活センター (<https://www.kokusen.go.jp/map/>)
にて、ご確認ください。